

【会費に関する規定】

平成15年3月8日施行
平成19年6月10日改定

(総則)

第1条 この規定は、日本放射線公衆安全学会(以下本学会という)会則第4条に定める会費等について定める。

(会費額)

第2条 会費の年額は次に定める額とする。

個人会員 3,000円

法人会員 10,000円

(納入期限)

第3条 本学会会員は、本規定第2条に規定する会費額を当該年度内に納入しなければならない。

2. 正当な理由がなく、前項の納入期限までに会費を納入しないで1年以上経過した者については、会員資格を停止する。この場合、会費が納入された時には直ちに会員の権利が復活する。尚、当該年度開始時から納入時までには享受できたとする権利を求めるとはできない。

3. 未納期間が2年以上経過した者については除籍処理を行う。

4. 年度途中で新たに入会したのものについては、可能な範囲で当該年度開始時に遡った権利を受けることができる。

(法人会員の特典)

第4条 法人会員は本学会にあらかじめ登録した当該法人の会員3名について、本学会の個人会員と同等の扱いを受けることができる。

(規定の改廃)

第5条 本規定の改廃は、理事会の議決を経て総会で決する。

附則

1. この規定は、平成15年3月8日から施行する。

2. この規定は、平成19年6月10日から施行する。